

付録目次

付録 1-1	「地元協力金」に関するアンケート調査 票・・・・・・・・・・・・・・・・	1
付録 1-2	「地元協力金」に関する追加アンケート調査 票・・・・・・・・・・・・・・・・	4
付録 1-3	F 事務組合へのヒアリング調査結 果・・・・・・・・・・・・・・・・	12
付録 1-4	G 市へのヒアリング調査結 果・・・・・・・・・・・・・・・・	14
付録 1-5	H 市へのヒアリング調査結 果・・・・・・・・・・・・・・・・	16
付録 1-6	G 市 A 自治会のヒアリング調査結 果・・・・・・・・・・・・・・・・	18
付録 1-7	G 市 B 自治会のヒアリング調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	21

付録 1-1 ごみ処理施設等における迷惑料に関するアンケート調査

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科

金谷研究室 4回生 辻 将治

TEL : 090-4906-7835

E-mail : oz13mtsuji@ec.usp.ac.jp

【ご回答していただくに当たってのお願い】

- ・ご回答は特に断りのない場合は当てはまる番号を一つだけ○でお囲みください。
- ・質問によっては、“その他”という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、その下<補足>欄に具体的な内容をお書きください。
- ・なお、この調査票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の辻まで、まで、E-mailにてご連絡お願いいたします。

お手数ですが、最初に、市名（一部事務組合名）・部署名・ご担当者名をご教示ください。

市名 : _____

部署名 : _____

ご担当者名 : _____

*このアンケートでの「迷惑料」とは、ごみ焼却施設等を立地に関して、地元自治会等に支払う経費のことです。

問 1. 貴市では迷惑料を支払っておられますか。

1. はい 2. いいえ 3. その他

<補足>

アンケートは以上です。
ご教示、ありがとうございました。

付録 1-2 ごみ処理施設等における「地元協力金」に関する追加アンケート調査

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科
金谷研究室 4回生 辻 将治
TEL : 090-4906-7835
E-mail : oz13mtsuji@ec.usp.ac.jp

【ご回答していただくに当たってのお願い】

- ・ご回答は特に断りのない場合は当てはまる番号を一つだけ□か○でお囲みください。
- ・質問によっては、“その他”という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、その下<補足>欄に具体的な内容をお書きください。
- ・なお、この調査票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の辻まで、E-mail 等にてご連絡お願いいたします。

お手数ですが、最初に、市名（一部事務組合名）・部署名・ご担当者名をご教示ください。

市名： _____

部署名： _____

ご担当者名： _____

*アンケート結果（＝卒業論文要旨）の送付を希望される方には、2015年3月中に送付させていただきます。下記のどちらかを選択ください。

1. 希望する
2. 希望しない

*このアンケートでの「地元協力金」とは、ごみ焼却施設等を立地に関して、地元自治会等に支払う経費のことです。「地元協力金」とは総称ですので、具体的な名称は各自治体によって異なり、補助金や報償費、交付金、奨励金など様々あります。

問 1. 貴市では「地元協力金」を支払っておられますか。

1. はい 2. いいえ 3. その他

<補足>

以下は、

- 問 1 で “はい” と選んだ方は問 2 から最後まで回答ください。
- 問 1 で “いいえ” または “その他” を選んだ方は問 16 をご回答ください。

問 2. 「地元協力金」の支出開始時期（西暦）をご教示ください。

_____年 _____月

問 3. 「地元協力金」の支出根拠を教えてください。（2 または 3 を選んだ場合は具体的な根拠（条例や要綱等の名称）を下記の補足欄に記述して下さい。）

1. 廃棄物処理法第 9 の 4 条 2. 1 を具体化した条例や要綱 3. その他

<補足>

問 4. 条例・要綱に基づいて支出している自治体は、条例・要綱が制定された時期（西暦）をご教示ください。

_____年 _____月

問 5. 対象施設の名称をご教示ください。

ごみ焼却施設	
再資源化処理施設	
し尿処理施設	

問 10. 「地元協力金」の見直しはされてきましたか。

1. はい 2. いいえ 3. 検討中

1. はい と答えられた方 見直しはいつ、どういった内容で行われましたか。

問 11. 「地元協力金」の用途について

問 11-1. 「地元協力金」の用途の内容は限定されていますか。

「はい」の場合は用途の内容をご教示ください。

1. はい

(用途の内容)

2. いいえ

問 11-2. 「地元協力金」の用途実績について、自治体への報告の義務はありますか。

1. はい 2. いいえ

問 11-3. 問 11-2. で、「はい」と答えられた方は、

報告された「地元協力金」の用途実績について、公表することは可能ですか。

1. はい 2. いいえ

問 12. 「地元協力金」の「情報公開の方法」と「情報公開の内容」を具体的にご教示ください。以下の表に、

- *実施されている「情報公開の方法」にすべて○か□をつけていただき、
- *公開されている「情報公開の内容」を下記番号からすべて選択・ご記入いただければ、幸いです。＜記入例をご参照＞

1. 支出根拠 2. 対象施設 3. 支出額 4. 自治会名
5. 予算科目 6. 支出に関する基本的な考え方
7. その他

＜記入例＞

情報公開の方法	情報公開の内容
<input checked="" type="checkbox"/> A. 議会提出の予算書にて公開	2, 3, 5
<input checked="" type="checkbox"/> B. 議会提出の決算書にて公開	2, 3, 5
<input type="checkbox"/> C. 自治体の Web ホームページにて公開	
<input type="checkbox"/> D. 自治体の広報誌にて公開	
<input checked="" type="checkbox"/> E. 問い合わせがあれば公開	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 (自治会ごとの支出額)
<input type="checkbox"/> F. その他 ()	

情報公開の方法	情報公開の内容
<input type="checkbox"/> A. 議会提出の予算書にて公開	
<input type="checkbox"/> B. 議会提出の決算書にて公開	
<input type="checkbox"/> C. 自治体の Web ホームページにて公開	
<input type="checkbox"/> D. 自治体の広報誌にて公開	
<input type="checkbox"/> E. 問い合わせがあれば公開	
<input type="checkbox"/> F. その他 ()	

問 13. 支出先自治会（協議会）について

問 13-1. 支出先の自治会（協議会）名と自治会の規模をご教示ください。

その際に、下記の番号から選び、対象施設もご教示ください。

1. ゴミ焼却施設 2. 再資源化処理施設 3. し尿処理施設 4. 最終処分場 5. 斎場

自治会・協議会名	自治会の規模（世帯数）	対象施設

問 13-2. 対象自治会の選定方法について、ご教示ください。

(例)施設の立地する自治会、その施設に隣接する自治会、施設から〇〇km以内の自治会 等

問 14. 施設立地時に反対はありましたか。

「はい」と答えられた方は、さしつかえなければ反対理由をご教示ください。

1. はい

(理由)

2. いいえ

問 15. 「地元協力金」について現在までに問題点・課題はありましたか。

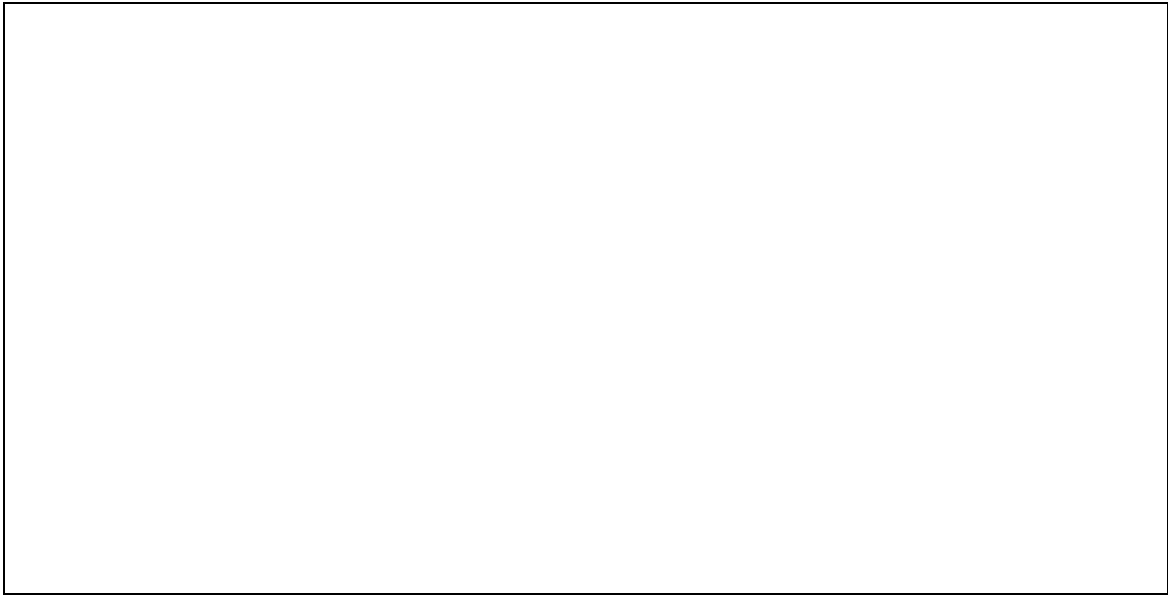
「はい」と答えられた方は、さしつかえなければ問題点・課題をご教示ください。

1. はい

(問題点・課題)

2. いいえ

問 16. 今後、辻が卒業研究で「ごみ処理施設等における迷惑料」について研究していく上で、「こうした点を調査研究すべき、あるいは調査研究するとおもしろい」とお考えの点がございましたら、是非ご教示いただければ幸いです。



予備アンケートは以上です。
ご教示、ありがとうございました。

付録 1-3 ヒアリング結果

ヒアリング対象 F 事務組合(2015.01.09)

「地元協力金」支出開始理由

環境技術が低い時代、嫌悪施設は人体へのリスクがあったかもしれないと考えると、迷惑料という形で支出し始めた可能性がある。そのなごりで現在も支払われている可能性がある。

「地元協力金」支出根拠の詳細

廃棄物処理法第9の4条に基づいているが、同意文書、覚書、建設協定書などの紳士協定にも基づいている。紳士協定は互いに信頼関係を築くために必要となってくる。

「地元協力金」見直し協議中の現状

減額見直し協議中で、3年間協議継続中である。地元協議費として支払っているため、0にすることは考えていない。おそらく、他の商業施設もどういった基準で支出されているか不明であるが、支払っていると考えられる。

「地元協力金」の用途について

地元協議費として支払っているため自治会の運営(環境活動、体育事業、文化事業等)・地域活性化に使用されるため問題はないと考えている。

「地元協力金」支出対象自治会の選定方法

施設の設置地域に該当する自治会(地元協力金)
施設の半径500mに属する自治会(一時金)

「地元協力金」に関する訴訟内容

対象外自治会の市民から H17 年度に支出される予定であった当初一時金に訴訟を提起されたが、センター側の主張が認められ訴訟が棄却された。

「地元協力金」に関する説明会について

協議があった。

基本的に議会での予算計上によって市民には報告義務を果たしている。

金銭以外の取り組みについて

自治会としての行事には参加しているが、特に取り組んではない。

都道府県 X に「地元協力金」制度が多い理由

単独市でゴミ処理施設等を保有している市が少なく、一部事務組合・広域連合などでゴミ処理施設等を保有している市が多いため、施設の立地において「地元協力金」のようなものが発生しやすいのではないかと考えられる。

「地元協力金」の是非

ゴミ処理場等のイメージ(公害、交通量増加、環境負荷)が原因で、「地元協力金」が発生していると考ええると、今後、そのイメージをどのようにして変えていくかが、ゴミ処理場等のこれからは繋がっていく。

最近では施設立地において公募する自治体が増えており、同意への近道となるが、多くの手を挙げてもらうためには安全を保障し、技術向上・設備増強が必要である。

安全且つ技術向上が住民の方にも伝われば、ゴミ処理場等のイメージ向上にも繋がり、結果的に、「地元協力金」といった制度を廃止に向かう。

ゴミ処理場等は「迷惑施設」とよく言われているが、迷惑とはイメージ的なものと実害的なものの2種類であり、現在では実害的なものはほとんどない。

現在では昔からのイメージ的な部分が「地元協力金」支出につながる。

迷惑をかけているというつもりで「地元協力金」を支払っているわけではなく、感謝と協力に対するお礼として「地元協力金」は本来支払われるべきである。

付録 1-4 ヒアリング結果

ヒアリング対象 G市(2015.01.09)

「地元協力金」支出開始理由と「地元協力金」に関する条例・要綱の制定時期について

当初は「迷惑料」という形で支出していた。支出根拠としては、そのなごりで支出している。また、施設建設にあたって、協力してもらっているということで支出している。条例・要綱が定められたのは、市町村合併の時に改めて定められた。

「地元協力金」支出金額の設定理由

現在の金額になったのは引下げを繰り返し、落ち着いている。世帯数に応じて支出しているわけではない。地元との協議の上、決定している。また、自治会だけでなく土地管理団体にも支出している。

「地元協力金」の用途について

交付金という形で支出しているため、何に使われているのか把握しておくことが必要であるため。また、何か問題が起きた時の説明責任を果たすためである。

「地元協力金」支出対象自治会の選定方法

施設が立地している自治体はもちろん、関係車が多く通行している近隣自治会、施設近くに耕作地(田畑)を持っておられる近隣自治会にも支出している。

ごみ処理場等立地時の合意形成について

100%の同意は難しい。斎場も完成するまでに10年掛かっていた。また、交付金の影響も少なからずあるのではないかと考える。施設関係車が通行する道路を決めるなどの工夫もみられる。

「地元協力金」増額の要望について

もう少し支払ってほしい。特に用途は示されていない。地元に施設を置いていることを理由にしていた。

他地域からの反対について

対象外自治会からの反対の声などは一切ない。

「地元協力金」に関する説明会について

支出額など決めるような協議があり，その中で説明もあった。
他地域には説明会はされていない。

金銭以外の取り組みについて

毎年，対象自治会に要望を聞き，それに応えている。
また，不法投棄の監視に係る経費を支給。
草刈りなどに参加。

「地元協力金」見直し協議中の現状

無くしていく方向で考えているが，急に無くすというのは考えておらず，段階的に減額していく方向で協議中である。

「地元協力金」の是非

0にするのは難しい。
新施設に関しては支出期間・支出額をはじめに決めている。

都道府県 X に「地元協力金」制度が多い理由

地域性もあるのではないかと考えられる。

付録 1-5 ヒアリング結果

ヒアリング対象 H市(2015.01.14)

「地元協力金」支出開始理由

施設建設時に相当もめており，行政区外でも反対があり，支出することになった可能性がある。

支出開始時期と条例・要綱制定時期の差について

条例・要綱が制定されるまでは，覚書等によって「地元協力金」が支出されていた。また，条例・要綱が制定された理由として，広域下水道事業にも同じようなお金が支出されており，これが問題となったため，「地元協力金」の方も整理することとなった。

「地元協力金」支出に対する考え方について

要綱に定めているとおりである。

「地元協力金」支出金額の設定理由

地元自治会との協議による，同意額を支払っている。

「地元協力金」の見直しの有無について

施設の増設・改築にともなって，増加傾向にある。数十万の支出であったのが数百万単位に増加している。

「地元協力金」支出対象自治会の選定方法

施設に立地する自治会と選定した根拠は特にない。

施設立地時の反対内容について

行政区がまたがっていたため，行政区外からもかなりの反対があった。反対理由としては，公害，風評被害，農作物への悪影響が挙げられる。

「地元協力金」に関する説明会について

アセスメントに対する説明会などは行政区を超えて、積極的に実施しているが、「地元協力金」に関する説明会は対象外自治会には行っていない。

金銭以外の取り組みについて

施設周辺の美化活動，業務委託，周辺の清掃

「地元協力金」の是非

必要であるのか，難しいところであるが，何かしらの周辺地域への配慮が必要であると考えます。道路を整備したり，地域活動に参加することが必要となってくる。これからの方向性としては，県内や全国の動きをみていく。廃止することは考えておらず，金額、考え方の見直しを行っていきたい。また，何らかの周辺地域への配慮をしていく必要がある。

都道府県 X に「地元協力金」制度が多い理由

街中は地域性がなく，地場への執着心，関わりが強いため，「地元協力金」制度が多いのではないかと推測できる。

付録 1-6 G 市 A 自治会 ヒアリング調査結果 (2015 年 2 月 9 日)

ヒアリング調査票

ヒアリング対象 G市 A自治会（施設立地自治会）

担当者 T氏

「地元協力金」の使い道について

町内費、自治会で使用している。特に使途は決まっておらず、何か急にお金が必要になった場合に使用しており、それ以外では使ってはいない。

たとえば、下水処理において、各世帯に単独浄化槽の設置への補助金として支払っている。

また、交付金だけで自治会の運営はできるが、町内への関心が薄れてしまうこともあり、少しではあるが各世帯から自治会費を頂いている。

交付金の協議内容について(過程)

主に「地元協力金」の内容と、環境・人体への影響について

現在、施設は稼働していないが、交付されているのか

交付されているが、新しい施設が稼働し始めれば、交付は終わる。

市の方向性として、廃止・減額を考慮されているが、

自治会としてはどういった考えであるのか。

なくなれば困る。今までは赤字であった自治会であるが、施設が建設されてからは町内が潤った。

また、市役所に話を通す際に、他の自治会は長い時間と労力を掛けて、行政と交渉しなければならないが、A町は環境課に話を通せば、道路・水道等全て任せておけばやってくれる。さらに工事の順番も先にしてもらえる。これ（優遇措置）がなくなるのが一番困る。

交付金支出に至った経緯について

町内の役員15人ほどで、4、5回、人口・ゴミ処理量といったデータが似ている市（先進地）に視察を行い、協議する内容を誰が言うのか、質問・意見の発言担当を決め、行政と協議を行い、支出してもらうこととなった。

交付金について、そもそもどういった思い・考えがあるのか

④と同じである

施設建設時の反対について（内容）

ダイオキシンや環境汚染といったことが主な反対内容であった。町内財産が建設予定地に含まれていたため、町とは少しではあるが離れており、全く健康被害等は現在までない。

他の自治会からの不満・不平などの意見はあるのか

不平・不満はないが、羨ましいといった意見はよく聞く。

交付金の増額要望はあるのか

パトロール料（不法投棄監視等）だけ増額したが、それ以外はない。

Memo

町内も潤っており、昔は何を買うにしても町内で協議されていたのに、今では協議はなく、必要であれば購入できるまでになった。

付録 1-7 G 市 B 自治会ヒアリング調査結果 (2015 年 2 月 13 日)

ヒアリング調査票

ヒアリング対象 G市 B自治会（施設隣接自治会）

担当者 N氏

交付金の使い道について

広場のベンチのペンキ塗り。
公に使うようにしている。

市の方向性として、廃止・減額を考慮しておられるが、
自治会としてはどういった考えであるのか。

金額も少ないため、そこまで気にしてはいない。

金額について

●万円（年間）
徐々に減額されており

27年度は●万円

Memo

道路・水道の補修などは各課にいき、
書類を提出し、工事の順番を待たなければならない。

